

ダイオキシンの減量にご協力を！

県内で発生したダイオキシンのうち、約7割は私たちの家庭から出たごみや産業廃棄物の焼却によるものです。県内のダイオキシン類排出量は年々減少していますが、さらに減らしていくためには、皆さんのご協力が不可欠です。

家庭でゴミを燃やさないで！

燃やさないで！

家庭用のごみ焼却炉や事業所の小型焼却炉のほとんどは、燃焼温度が十分に上がらないなど、不完全燃焼を起こしやすいため、ダイオキシンを多く発生させるため使用が禁止されています。もちろん、庭先などで焼却炉を使わずにごみを燃やしたり、ドラム缶などを使って焼却することもできません。

ごみを減らす工夫を心がけましょう

ダイオキシンを減らすためには、ごみを減らすことが何よりも効果的です。

「必要なものを必要なだけ買う」、「使い捨て商品は買わない」、「長く大切にものを使う」、「過剰な包装は控える」、「レジ袋はもらわない」など、ごみを作らないように心がけましょう。

また、ごみを分別しリサイクルを徹底するなど、町のルールに従ってごみを回収に出しましょう。

よう。

私たち一人ひとりが、毎日の生活を見直していくことが大切です。

問合せ

県青空再生課企画調整担当
☎048-830-3057
住民福祉課保健衛生係
☎62-1230 内線106

家庭用簡易焼却炉を無料で回収します

焼却灰を除去し、2トントラックが進入できる場所まで搬出してください。

【期日】

11月下旬を予定（申込者には後日回収日を連絡します）

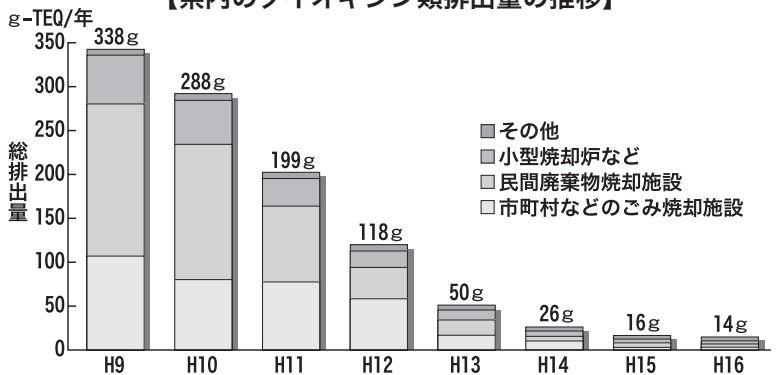
【対象】

- ①家庭用ブロック積簡易焼却炉（ブロック積焼却炉はブロック単位に解体）
- ②家庭用スチール製小型焼却炉（ドラム缶除く）

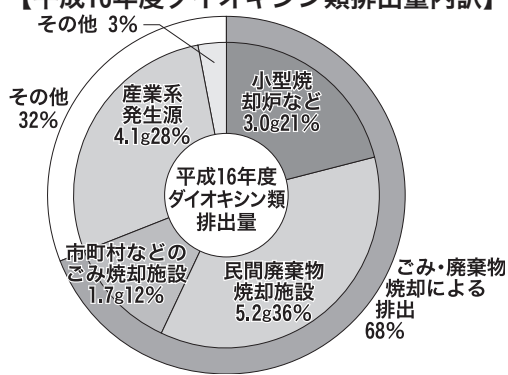
【申込み】

11月15日(水)までに住民福祉課保健衛生係へ

【県内のダイオキシン類排出量の推移】



【平成16年度ダイオキシン類排出量内訳】



障害者自立支援法の

『福祉サービス』が

10月から変わりました。



●障害者の補装具給付制度の変更

障害者の補装具給付制度は、10月から費用の原則1割を自己負担することとなりました。（負担が重くならないよう、一定の月額上限額があります。）

補装具の給付を希望される方は、あらかじめ住民福祉課へご相談ください。

※所得が一定以上の場合には給付制度の対象外となります。

●地域生活支援事業の開始

地域の特性や利用者の状況に応じて、町が事業を行う地域生活支援事業が次のとおり始まりました。

- ①相談支援事業 障害者からの相談に応じ、在宅生活や障害福祉サービスの利用に必要な情報を提供します。
- ②コミュニケーション支援事業 意思疎通を図ることに支障があるかたに手話通訳者の派遣などを行います。
- ③日常生活用具給付等事業 重度障害者に対し、自立支援用具などの日常生活用具を給付します。
- ④移動支援事業 屋外での移動が困難な障害者について、外出のための支援を行います。
- ⑤地域生活支援センター事業 創作的活動や生産活動の機会を提供します。

（平成19年4月1日から開始）

問合せ

住民福祉課福祉係 ☎62-1230 内線105